下北山村住宅活用促進事業補助金交付要綱

（目的）

第１条　この要綱は、本村の定住促進並びに地域活性化を図るため、新築や空き家等の購入、賃貸の用に供する目的及び本村に定住しようとする者が住宅を確保する目的に必要な費用に対し、予算の定めるところで下北山村住宅活用促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するため、この要綱を定める。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　定住者　住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき、下北山村の住民基本台帳に登録され、生活実態を有している者

(2) 移住者　村外から転入し、且つ10年以上下北山村に定住する意思のある満50歳未満の者

(3)　所有者　当該空き家に係る所有権及び賃貸を行う権利を有する者

(4)　利用者　賃貸物件に対し賃借契約を行う者

(5) 空き家　空き家バンクに登録されている現に居住していない一戸建て家屋

(6)　賃貸物件　人の居住の用に供し、台所、便所、浴室及び居室を有する家屋を賃貸の用に供する物件

(7)　子育て世帯　0歳から15歳（中学校卒業まで）の児童を養育している世帯

（補助金対象）

第３条　補助金の対象は、下北山村に居住目的で新たに住宅を新築、空き家又は賃貸物件の購入、空き家を居住若しくは賃貸物件としての活用を目的とする改修及び増築を行うものを対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助対象としない。

(1)　村税等に滞納のある者。ただし、新たに移住しようとする者は、前住所地における滞納も含む。

(2)　過去20年間に同一物件において、本補助金の交付を受けた物件である。

(3)　過去に補助金を受けた世帯である。

(4)　購入又は賃貸する者と所有者が三親等内の親族関係にある者

(5)　世帯全員が，暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員及び奈良県暴力団排除条例（平成23年3月奈良県条例第35号）に該当する暴力団員等である者

(6)　不動産事業等を営む者

(7)　その他村長が不適当と認める者

2　新築にあっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）に準拠しなければならない。

（補助対象経費及び補助率等）

第4条　補助金対象経費、補助率及び限度額は別表１のとおりとする。

2　補助金の交付対象となる経費は、空き家バンクに登録した家屋であり、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度内に完了する事業とする。

（補助金交付条件）

第5条　補助金の交付条件は、次の通りとする。

(1)　賃貸物件に資するための改修においては、台所、便所、浴室及び居室を有する等居住の用に供することのできる物件であること。

(2)　所有者等においては、自らの居住若しくは三親等以内の親族への譲渡又は賃貸する物件でないこと。また、空き家利用者等においては、三親等以内の親族から譲渡又は賃借する物件でないこと。

(3)　空き家バンクへ登録された物件であり、速やかに改修の行える物件であること。

(4)　補助対象経費について、他の制度等による補助金等の交付を受けていないこと。

(5)　補助対象物件の購入又は工事が完了した日から起算して、やむを得ない場合を除き原則、１箇月以内に転居し、村外在住者にあっては当該物件に住民票を移し、下北山村に１箇月以内に転入すること。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者は、下北山村住宅活用促進事業補助金交付申請書[（様式第1号）](http://www.vill.achi.nagano.jp/achi_reiki/42190250001800000000/42190250001800000000/42190250001800000000_j.html#JUMP_SEQ_34)に、別表2に掲げる書類を添付して申請する。

（補助金の交付決定）

第７条　村長は、前条に定める申請書を受理したときは、その内容を別に定める内規をもとに審査の上、交付の可否を決定し、その結果を下北山村住宅活用促進事業補助金交付決定（却下）通知書[（様式第3号）](http://www.vill.achi.nagano.jp/achi_reiki/42190250001800000000/42190250001800000000/42190250001800000000_j.html#JUMP_SEQ_38)により申請者に通知する。

（変更の申請）

第８条　申請者は、前条の交付決定後に次の各号に該当する申請内容の変更が生じた場合は、あらかじめ下北山村住宅活用促進事業補助金交付変更承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。

(1)　補助目的に変更のあるもの

(2)　補助金の額が増加するもの

(3)　補助対象経費の20％以上の増減があるもの

2　村長は、前項により変更の申請を受理したときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定し、その結果を下北山村住宅活用促進事業補助金交付変更承認決定通知書[（様式第5号）](http://www.vill.achi.nagano.jp/achi_reiki/42190250001800000000/42190250001800000000/42190250001800000000_j.html#JUMP_SEQ_38)により申請者に通知する。

（実績の報告）

第９条　申請者は、交付決定を受けた事業が完了したときは、速やかに下北山村住宅活用促進事業補助金実績報告書（様式第6号）に、別表3に掲げる書類を添付して、村長に報告しなければならない。

（補助金の確定及び通知）

第10条　村長は、前条の報告を受けたときは、提出された書類を審査し、補助金の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を決定し、下北山村住宅活用促進事業補助金確定通知書（様式第7号）により申請者に通知する。

（補助金の交付）

第11条　前条の決定により、申請者が補助金の交付を受けようとするときは、下北山村住宅活用促進事業補助金請求書[（様式第8号）](http://www.vill.achi.nagano.jp/achi_reiki/42190250001800000000/42190250001800000000/42190250001800000000_j.html#JUMP_SEQ_40)を村長に提出し、村長は、前条の規定により確定した額を交付する。

（支援決定の取消し、返還）

第12条　村長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該補助金の取消し、補助金の全部又は一部の返還を下北山村住宅活用促進事業補助金返還命令書(様式第９号)により命ずることができる。

(1)　本要綱に違反したとき。

(2)　補助金の交付を受けた日から起算して10年以内に居住しなくなった、又は住宅を売却、賃貸等を行わなくなった。

(3)　前号の10年に満たない期間分の返還額は次表のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 居住年数 | 返還額 |
| 1年未満 | 補助金の全額 |
| 1年以上2年未満 | 補助金の90％ |
| 2年以上3年未満 | 補助金の80％ |
| 3年以上4年未満 | 補助金の70％ |
| 4年以上5年未満 | 補助金の60％ |
| 5年以上6年未満 | 補助金の50％ |
| 6年以上7年未満 | 補助金の40％ |
| 7年以上8年未満 | 補助金の30％ |
| 8年以上9年未満 | 補助金の20％ |
| 9年以上10年未満 | 補助金の10％ |
| 10年以上 | 返還無し |

(4)　その他村長が不適切と認めるとき。

（補則）

第13条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、村長が別に定める。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

（下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱の廃止）

2　下北山村移住定住促進住宅支援金交付要綱（令和2年6月1日施行）は廃止する。

附　則

この要綱は、令和６年4月1日から施行する。